

(開会 午後 4時20分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年第1回多賀町議会臨時会を開会いたします。

○議長(富永勉君) 本臨時会に町長より提出されました案件は、承認案2件、議案3件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、町長より招集の挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 本日、令和8年第1回多賀町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

本日は専決の承認事項として、衆議院選挙執行に係る予算および多賀勤労者体育センター解体工事の変更契約、議案といたしましては、多賀町立小中学校体育館空調設備工事の請負契約の締結および、昨年末、国において物価高騰対応をはじめ補正予算として計上されました予算について、本町対応分としての予算措置について提案をさせていただきます。

慎重なご審議を賜り、円滑なご決議を頂きますようよろしくお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 4時20分)

○議長(富永勉君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 神細工 宗 宏 議員 10番 菅 森 照 雄 議員
を指名いたします。

○議長(富永勉君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第3 「承認第1号 専決処分事項（多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の変更）についての承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第1号 専第1号 多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の変更」について、ご説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

当該請負契約の変更につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月12日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、令和7年9月2日に議決を頂き、滋賀県彦根市西今町726番地1、株式会社森音、代表取締役、森豊と6,036万8,000円で請負契約を締結させていただいたところです。

今回の変更契約につきましては、建物撤去後のグラウンドレベルが均衡でないことが判明し、舗装工事を実施するに当たり、敷地全体を同レベルにする盛土工事および関連費用を追加したものでございます。

変更額としましては、65万2,000円に消費税10%を加え、71万7,200円を追加し、変更後の契約額を6,108万5,200円としたものです。

以上、報告とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第1号 専決処分事項（多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の変更）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第4 「承認第2号 専決処分事項（令和7年度多賀町一般会計補正予算（第6号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第2号 専第2号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に978万8,000円を追加し、歳入歳出69億5,782万8,000円としたものでございます。

去る1月23日、衆議院が解散され、来る2月8日に衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになりました。このことに伴い、選挙執行に係る人件費、また投票所入場整理券、ポスター掲示板等の選挙執行経費について早急に対応する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る1月23日付をもって専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、10ページ、歳入からご説明申し上げます。

55款県支出金、5目総務費県委託金として、今回の衆議院議員総選挙に係る経費の全額978万8,000円を受け入れるものでございます。

続いて、歳出につきまして主なものをご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

10款20項15目衆議院議員選挙費では、1節報酬、選挙管理委員や投開票に係る管理者等、選挙期間中の人件費として125万2,000円、3節職員手当等は、選挙事務に従事する職員の時間外手当等で429万円を計上したものです。

次に、物件費として、10節需用費では、選挙執行に係るポスター掲示版、印刷製本費等合わせて272万6,000円、12ページ、11節役務費では、入場券の郵送料等で65万3,000円、12節委託料では、ポスター掲示板の設置委託料等、委託料総額で70万6,000円をそれぞれ計上したものです。

以上、多賀町一般会計補正予算（第5号）、専決処分の報告とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第2号 専決処分事項（令和7年度多賀町一般会計補正予算（第6号）」の承

認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立お願いします。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第5 「議案第3号 多賀町立小中学校体育館空調設備整備工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第3号 多賀町立小中学校体育館空調設備整備工事の請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

令和7年11月28日、多賀町立小中学校体育館空調設備整備工事に係る公募型プロポーザル審査を実施し、応募のあった2社による審査の結果、滋賀県彦根市地蔵町11番地1、株式会社ノセヨ、代表取締役、野瀬隆之に決定し、消費税10%を含む2億680万円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の場所につきましては、多賀小学校、大滝小学校および多賀中学校の3つの体育館です。

工事概要としましては、教育活動や災害時の避難等における暑さ・防寒対策として、各体育館の空調設備の整備工事で、多賀小学校体育館に6台、大滝小学校体育館に6台、多賀中学校体育館に10台、合計22台の室内機を設置するものでございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から令和8年12月26日までで、令和7年度から令和8年度にかけての工期としております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第3号 多賀町立小中学校体育館空調設備整備工事の請負契約の締結につい

て」、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第6 「議案第4号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第4号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」、ご説明申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、昨年末、国において物価高騰対応関連の交付金が予算措置されましたこと、また、各省庁の予算についても令和8年度の前倒し予算が措置されましたことに伴い調整させていただき、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,464万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億5,247万2,000円とするものです。

第2条の地方債の補正につきましては、19ページのとおり、多賀中学校校舎改修事業で3,600万円、町道多賀高宮線舗装修繕事業で800万円、地域公共交通再構築事業で610万円をそれぞれの事業の財源として追加をお願いし、20ページ、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金分として2,890万円、学校体育館空調設備整備事業分として1億2,010万円をそれぞれの限度額として変更するものです。

それでは、補正内容につきまして、23ページ、歳入からご説明いたします。

50款10項国庫補助金、総務費では、住民票等の振り仮名対応業務として354万2,000円、民生費では、物価高対応子育て応援手当事業分として2,731万4,000円、土木費では、交通安全対策事業分として743万5,000円を受け入れるものです。

20項国庫交付金、教育費では、小中学校の空調設備等の改修事業として9,251万7,000円、総務費では、様々な分野における物価高騰対応分として地方創生臨時交付金1億249万5,000円、土木費では、社会資本整備総合交付金として1,417万6,000円を受け入れるものです。

次に、55款10項県補助金では、地籍調査費補助金2,469万6,000円を受け入れるものです。国・県支出金の総額では2億7,217万5,000円となり、補正総額の約55%となります。

24ページ、75款繰越金は、今回の補正財源として4,926万9,000円を充当

するものです。

85款町債は、第2表で説明しましたとおり、総額で1億7,320万円を予算化するものです。

次に、歳出でございます。25ページをお願いいたします。

10款総務費、8目生活支援給付費では、物価高騰対応として住民1人当たり7,000円、75歳以上の方には追加給付として3,000円を現金給付することとし、物価高騰生活者支援給付金として5,560万円を計上したほか、システム改修費等の事務費を合わせて5,791万6,000円をお願いするものです。次に、35目諸費では、物価高騰対応として各集落の公民館や集会所の光熱費等の支援として、1か所当たり3万円、61か所分183万円、90目公共交通対策費では、近江鉄道線輸送安全確保事業費補助として1,232万3,000円をお願いするものです。

26ページ、15項5目戸籍住民基本台帳費では、住民票等の振り仮名対応業務としてシステム改修委託料354万2,000円、15款5項5目社会福祉総務費では、町内社会福祉施設4事業所への燃料費等の物価高騰補助として334万3,000円、10項5目児童福祉費では、国の物価高対応子育て応援手当事業費として扶助費2,560万円を含む総額2,731万4,000円をお願いするものです。

27ページ、20款5項5目保健事業総務費では、町内6医療関連施設への支援として1施設当たり10万円、15項5目上水道費では、現在各ご家庭のご負担を少しでも軽減するため、令和8年3月分まで水道料金の基本料金を減免しておりますが、継続して支援を行うべく令和8年9月分まで6か月延長するとともに、水道使用料金についても、月当たり500円を今年1月分から9月分までの9か月減免を行いたく、水道事業会計に1,972万円を繰り出すものです。

25款農林水産業費では、28ページにかけまして、15目農業振興費では、肥料高騰に係る農業者支援として事務委託料と合わせて574万5,000円、25目畜産業費では、畜産業者への支援として牛1頭2万円、51頭分102万円をお願いするものです。

30款商工費、5目商工振興費では、中小企業者への物価高騰支援として1,500万円をお願いするものです。

35款土木費では、5項15目橋梁長寿命化修繕計画委託料1,428万9,000円、道路改良工事では、町道多賀高宮線等の舗装修繕のため1,683万円をお願いするものです。

29ページ、5目河川総務費では、樋田地区、大杉地区での急傾斜事業負担金として合わせて1,500万円、20目地籍調査費では、多賀区、土田区、梨ノ木区の地籍調査費として3,292万8,000円をお願いするものです。

45款教育費では、小中学校体育館空調整備事業に係る予算を精査し、設計施工方式での整備とさせていただきたく、現計予算の5項教育総務費、委託料、実施設計委託料

2,400万円を皆減し、小学校費、中学校費に新たに予算化をさせていただくものです。小学校費では、多賀小学校、大滝小学校2校分の体育館空調整備費として合わせて1億2,034万円をお願いし、施設維持補修工事につきましては、多賀小学校職員室の空調修繕費用として143万円をお願いするものです。

30ページ、10目教育振興費では、物価高騰対応として要保護・準要保護児童世帯に対し1人1万円の支援を行いたく、20人分、20万円をお願いするものです。

15項中学校費では、トイレの洋式化・乾式化改修の設計委託料266万4,000円に加え、トイレ施設改修工事費7,997万円、体育館空調整備工事8,646万円をお願いするものです。また、小学校費同様、要保護・準要保護生徒世帯に対し支援させていただきたく、18人分、18万円をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第4号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第7 「議案第5号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第5号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について」、ご説明申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、現在、物価高騰対策緊急支援事業として住宅の水道料金の基本使用料の減免を行っておりますが、さらに令和8年の1月分から2月分の水道使用料従量料金から500円分の減免をお願いするものであります。

第2条記載の収益的収入の補正につきまして、第1款第1項営業収益を243万円減額し、第2項営業外収益を243万円増額し、収益的収入総額を3億6,364万8,000円とするものです。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

議案書33ページをお願いいたします。

収益的収入では、水道事業収益の総額を3億6,364万8,000円といたしまして、1款1項1目給水収益では、水道使用料の減免分243万円減額し、2項2目他会計補助金では、減免による減収補てんとして一般会計より243万円の物価高騰対策補助金収入を予定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第5号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和8年第1回多賀町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 4時51分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員